

まちづくりキャッチフレーズ **人と自然と文化がつくる「キラリと光る新中核都市」**



「頼んだぞ！」「よし、まかせとけ！」 ～第57回児童体育祭～

5月13日(火)、倉吉市内すべての小学校の4～6年生児童が一堂に会し、市営陸上競技場で「第57回児童体育祭」が開催されました。

50メートル障害走を皮切りに、100メートル走や600メートル走、400メートルリレーなどで、子どもたちが日ごろの練習の成果と健脚を競い合いました。

開会式前から降り始めた雨が、時折強まるあいにくの天気にも関わらず、力走する友達を応援する大きな声が絶えることはなく、打吹山の新緑を震わすように響き渡っていました。

～今年、倉吉市は市制55周年を迎えます～

◀市制55周年記念ロゴマーク

ひらがなの「くらよし」と「55」を表す5つの頂点を持つ星で、きらめく55年間と、ともに手を携えて、輝かしい未来へ伸びゆく倉吉市民を表現しています。



倉吉市制55周年

CONTENTS

- 下水道でつくる快適な暮らしと
豊かな自然……2～3
- 倉吉市制55周年記念事業
鳥取キタロウズVS茨城GG……4
- 土砂災害防止月間/市県民税制度……5
- 出かけてみよう！……6～7
- インフォメーション・プラス……8～9
- インフォメーション……10～15
- 健康局からのお知らせ……16～17
- あんしんファイル……18～19
- レッツ！介護予防
/まちかどピンナップ……20～21
- ハート・バリアフリー……22
- 遙かな町へ/ソナ・チャン・イヤギ……23
- 若者の定住化に向けて/人口……24

下水道でつくる 快適な暮らしと豊かな自然

倉吉市の公共下水道は、天神川水系の1市3町（倉吉市、北栄町、三朝町、湯梨浜町）が、鳥取県の設置した幹線管渠と終末処理場を使用して下水処理を行っています。

これは、市町村の枠を越え、広域のかつ効率的な下水の排除、処理を目的としたものです。

快適で衛生的な生活環境の維持、河川や海の環境保全を目的として、現在全国で下水道の整備が進められています。

本市は、昭和52年2月から下水道事業に取り組み、今年で32年目を迎えました。これからも、市民の皆さんのより良い生活環境の維持のため下水道事業を推進していきます。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

一日も早い接続をお願いします

下水道の供用が始まった区域では、

下水道事業の概要

《整備状況》

- 全体計画面積 1,701.0ヘクタール
 - 処理可能面積 1,105.6ヘクタール
 - 行政人口(A) 51,703人
 - 処理可能人口(B) 36,375人
 - 人口普及率(B)／(A) 70.4%
- (平成20年3月31日現在)

着色した地域は 下水道が使えます

詳しくは下水道課におたずねください。

下水道法により、台所、風呂場、浄化槽式トイレから出る排水は**1年以内**に、また、くみ取り式トイレは**3年以内**に、下水道に接続することになっています。接続しなければ、生活環境の整備、水質保全など下水道の効果も発揮できません。一日も早い接続をお願いします。

融資制度をご利用ください

水洗便所の改造資金に対する融資制度があります。

対象となる工事

- ①くみ取り便所の水洗便所への改造
 - ②し尿浄化槽を廃止し、公共下水道に接続するための便器、洗浄用具などの改造
 - ③これらの工事に伴う給水設備の新設や改造する工事
- 融資期間…供用開始から15年以内(3年以内は無利子、4年以上は年利3%)
そのほかの条件など、詳しくは下水道

課にお問い合わせください。

下水道課からのお願い

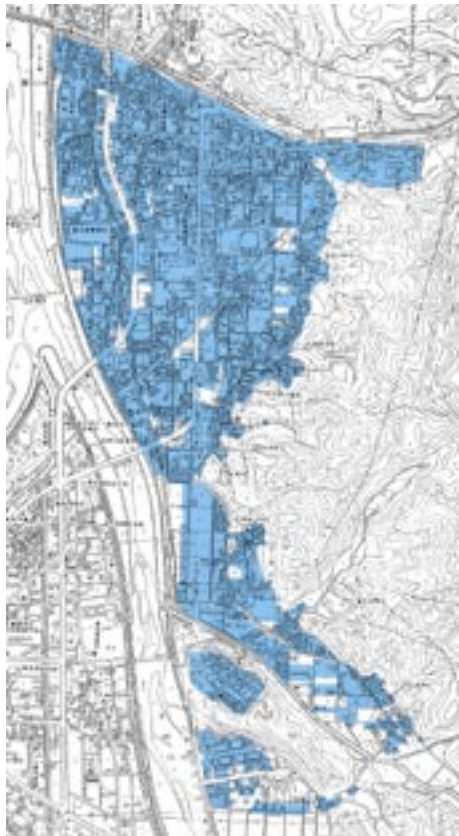
排水設備は、個人で設置し維持管理するものです。次のことに注意しましょう。

- 台所では、使えなくなった油、残飯や野菜くずを絶対に流さないでください。排水管の詰まりや悪臭の原因になります。

●水洗便所は、専用のトイレットペーパー以外のものを流さないでください。便器や排水管の詰まる原因になります。

排水設備の詰まり、老朽化などのご相談は、施工をされた倉吉市排水設備指定業者(※市ホームページに掲載しています)または、下水道課へお問い合わせください。

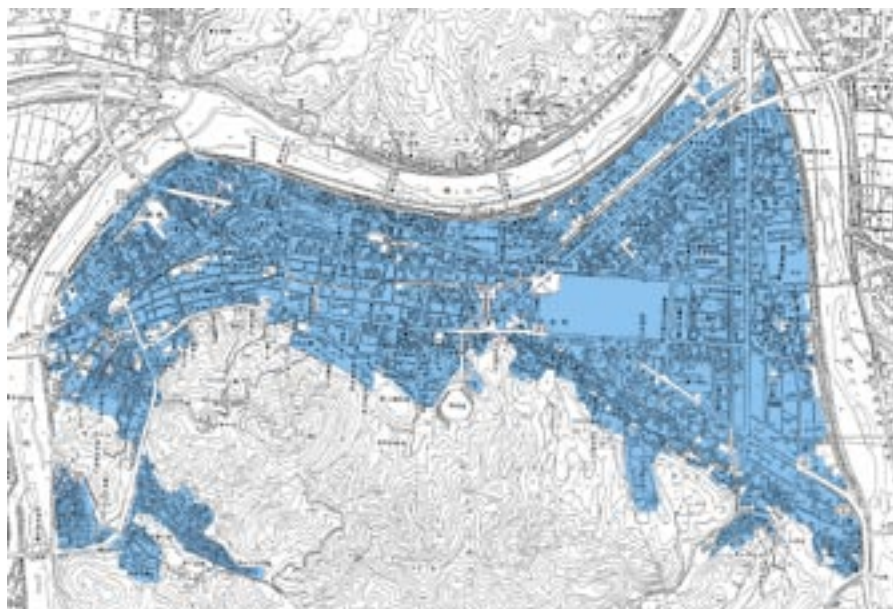
※問合せ先…下水道課 ☎22-8176 / FAX 22-8140



▲上井(駅南)・西郷地区



◀大原地区



◀明倫・成徳・上灘地区

ご注意ください

宅地内の排水管や私設ますの調査・点検を名目に訪問し、清掃や修繕が必要などと言って不必要な清掃・修繕契約を迫る悪質な業者に関する相談が寄せられています。中には倉吉市からの委託業者をかたる手口がありますが、倉吉市が業者に依頼して宅地内にある排水設備を点検・清掃することはありません。

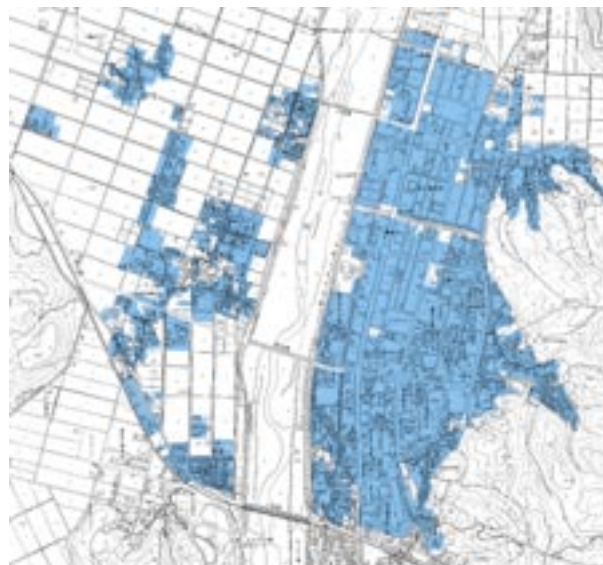
排水設備を定期的に清掃することは管理上好ましいことですが、多少汚れているからといってすぐ清掃する必要があるとは限りません。私設ますのふたを開けて、トイレ・台所の排水が流れることをご自分で確認することをお勧めします。

ご不審な点があれば下水道課(☎ 22-8176)までお問い合わせください。

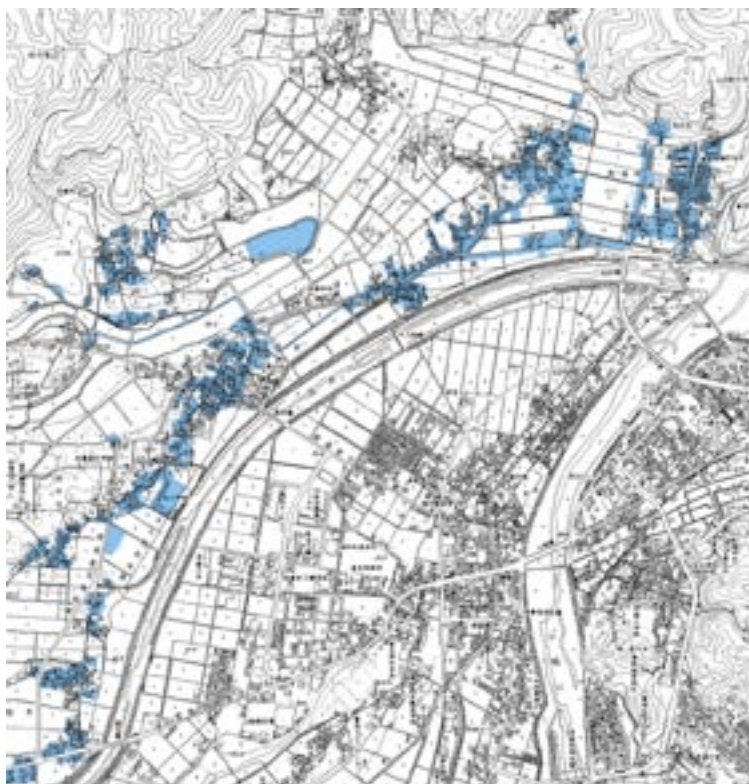
そのほかの消費生活トラブルでお困りの場合は、市民生活相談室(☎ 22-8159)または鳥取県消費生活センター中部消費生活相談室(☎ 22-3000)までご相談ください。



◀小鴨社(国府川以南)地区



◀上北条・上井(駅北)地区



◀関金地区(関金宿・郡家・山口)

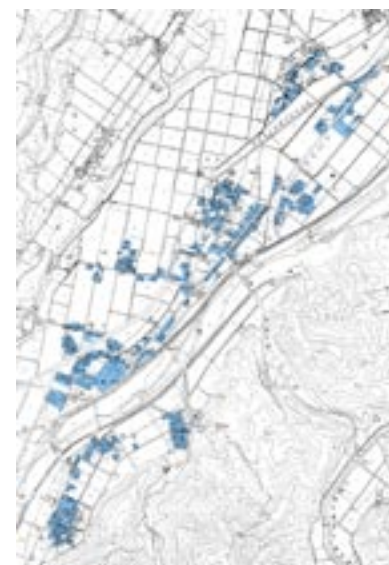
▲社(国府川以北)地区



◀関金地区(大鳥居・安歩・松河原)



▲上小鴨(中田・耳)地区



▲上小鴨地区

土砂災害防止月間



6月は土砂災害防止月間です。
風水害や土砂災害に備えましょう。

これから本格的な梅雨、台風の時期を迎えます。災害から生命と財産を守るため、もう一度、個人の備え、家族の備え、地域の備えを確認しましょう。



【強風・大雨に備えて】

強風・大雨のときに屋外に出るのは大変危険です。テレビ・ラジオなどの気象情報に注意し、早めに対策をとりましょう。

- ・屋外を点検し、風で飛ばされそうな物はしっかりと固定する。
- ・大雨のおそれがあるときは、排水口などに溜まっている泥、ゴミなどを取り除いておく。
- ・雨戸を閉めたり、窓ガラスに飛散防止用のテープを貼る。
- ・家の周りにがけ崩れなどの危険な場所がないか確認しておく。

<土砂災害の前兆現象>

■がけ崩れ

- ・小石がぱらぱらと落ちてくる。
- ・地面にひび割れができる。
- ・普段出ている湧水の量が増加したり、濁ったりしてくる。

■地すべり

- ・地面にひび割れができる。
- ・樹木が傾いたり、倒れたりする。

■土石流

- ・山鳴りがする。
- ・大雨で普段よりも増水していた川の水位が下がる。
- ・川の水が濁り、上流から木などが流れてくる。
- ・火薬のような臭いがする。



【災害に備えて】

災害が発生したとき、必ずしも家族が一緒にいるとは限りません。ひとりで混乱しないため、普段から家族で「災害時にどうすればよいか」を話し合っておくことが必要です。

- ・地震・洪水ハザードマップなどで避難場所を確認し、安全な避難ルートを確認しておく。

・リュックなどの背負い式バッグに非常時の持ち出し品を準備しておく。

<持ち出し品の例>

- ・食料、飲料水(3日分)
- ・救急用品
- ・携帯ラジオ、懐中電灯
- ・衣類、マスク、タオル、ティッシュ、オムツ、靴などの生活用品
- ・現金、通帳、免許証、健康保険証のコピー
- ・家族の状態に応じた物品(粉ミルク、処方せんなど)
- ・公民館単位で自主防災組織を結成し、定期的に防災訓練、防災研修

会を開催する。



【避難時の心がけ】

避難するときは、火の元、戸締まりなどを確認し、隣近所で声を掛け合って避難しましょう。特に、高齢者・障がい者・子どもなどに配慮し、地域住民が助け合って避難しましょう。



【安否確認】

災害時に家族や知人の安否を確認する手段として、「災害用伝言ダイヤル『171』」や「iモード災害用伝言板サービス」などを覚えておき、いざというときに活用しましょう。



【防災情報の提供】

防災情報のほか、イベント情報、防犯情報などさまざまな情報を配信します。ぜひご利用ください。

<登録方法>

①以下アドレス宛に空メールを送信してください。

kurayoshi@xpressmail.jp

②登録用・変更新メールが返信されますので、メールに記載されたURLへアクセスしてください。

※問合せ先：総務課(TEL 22-8162/FAX 22-1087)または建設課(TEL 22-8169/FAX 22-8179)

◎税源移譲による市県民税還付について

平成19年に所得が減って、所得税がかからなくなった人は、申告により市県民税が減額される場合があります。税源移譲により、平成19年度(平成18年中の所得で算定)から市県民税の税率が上がり、所得税は下がりました。平成19年に退職などにより所得が減って、所得税がかからなくなった人は、税源移譲の税負担の増加の影響のみ受けることになります。申告をすることによって、平成19年度分の市県民税に限り、税源移譲前の税率で計算しなおし、すでに納付された額との差額を還付する減額措置が設けられています。

対象となる人を把握して、6月に申告書を送付しますので、申告期間内に申告書を提出してください(申告書が届かない人で、該当するかどうか不明な場合はお問合せください)。

申告期間：7月1日(火)～31日(木)

※平成19年度市県民税のみに適用されます。

◎住宅借入金等特別控除額について

税源移譲により所得税が減少し、所得税から住宅借入金等特別控除額が全額引ききれない人は、申告により市県民税から控除を受けることができます。毎年3月15日までに申告することによって、市県民税所得割額から控除することになります。該当するけれども申告がまだという人は、6月30日(月)までに申告をしてください。※平成18年末までに入居した人に限ります。

◎森林環境保全税の変更について

森林の保全を行い、森林を県民みんなで守り育てることを目的に平成17年度から県民税均等割に上乘せとなっている森林環境保全税が年額300円から500円に変更されました。

※問合せ先：税務課(TEL 22-8114/FAX 22-1087)

平成20年度以降の市県民税の改正
について(お知らせ)